

令和7・8年度特殊工事入札参加資格審査申請手続きについて（書面申請用）

鳥取市総務部検査契約課
鳥取市水道局資産管理課

特殊工事の入札に参加を希望する者は、一般工事の申請書類のほか、以下により特殊工事入札参加資格審査添付書類を作成し提出してください。

なお、「鳥取市建設工事入札参加資格審査申請手続きについて」に記載してあることは再掲していないので注意してください。

1 特殊工事の種類

- (1) 土木工事一式－プレストレスト・コンクリート
- (2) 土木工事一式－港湾
- (3) とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設
- (4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工
- (5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工
- (6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工
- (7) 鋼構造物工事－鋼橋
- (8) 舗装工事－アスファルト
- (9) 塗装工事－一般
- (10) 塗装工事－区画線工
- (11) 造園工事

※ 鳥取県で特殊工事として扱う工種でも、鳥取市では上記以外の工種は対象外です。

2 提出書類

- (1) 特殊工事入札参加資格審査用付属書類（鳥取市様式第17号）
- (2) 誓約書（鳥取市様式第18号）※
『鋼構造物工事－鋼橋』を申請する場合のみ提出してください。
- (3) 職員調書（鳥取市様式第19号）※
当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに健康保険被保険者証の本人欄の写し又は雇用保険被保険者証の写しを添付してください。
- (4) 職員写真（鳥取市様式第20号）※
- (5) 機械設備等調書（鳥取市様式第21号）※
当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付してください。
- (6) 機械設備等写真（鳥取市様式第22号）※
- (7) 実務経験証明書（鳥取市様式第23号）※
ア 記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し又は工事カルテ等の写し）を添付してください。

イ 鳥取市様式第23号は、『土木工事一式ー港湾』を申請する者のみ提出してください。

(注) ※印のついている書類は提出不要のものもあるので注意してください。

(注) 鳥取県に対して特殊工事の資格を申請している場合は、その際に提出した書類(様式第7号～様式第13号)及び添付資料をそのまま使用して申請できます。ただし、一部の資格要件が異なりますのでご注意ください。この場合、様式番号等の情報は鳥取市のものとして読み替えて適用します。(例 様式第7号→鳥取市様式第17号、宛名の鳥取県知事→鳥取市長・鳥取市水道事業管理者)

3 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

4 提出時期

建設工事入札参加資格審査申請書と同時に提出してください。

5 申請要件

(1) 土木一式工事ープレストレスト・コンクリート

ア 審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までに土木一式工事(プレストレスト・コンクリート)に属する工事の施工実績があること。

イ 審査基準日前5年間及び審査基準日から申請日に工事実績がない場合、次の技術者を市内の営業所に常に備えていること。

- (ア) 1級土木施工管理技士
- (イ) コンクリート橋架設等作業主任者
- (ウ) クレーン・デリック運転士
- (エ) プレストレストコンクリート技士
- (オ) コンクリート技士又はコンクリート主任技士
- (カ) コンクリート診断士

(2) 土木一式工事ー港湾

ア 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までに土木一式工事(港湾)に属する工事の実績があること。

イ 次の技術者を常に備えていること。

- (ア) 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が5年以上ある専任技術者
- (イ) 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が2年以上ある補助技術者

ウ 次の表に掲げる船舶を備えていること。

区分	船 舶		乗 組 員		
	種 別	規 格 能 力	二級小型 船舶操縦士	運 転 士	その他 の船員
1	え い 船	100馬力以上	2	—	1

2	起重機船（クレーン付台船を含む）	25トン吊以上	－	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	－	1	3

エ 港湾工事において、ウの表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に従事した期間が延べ2年以上ある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に定める人数以上を常に備えていること。この場合において、起重機船とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。また、同表の起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を保有しているものとみなす。

(3) とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）に属する工事の実績があること。

(4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（法面処理）に係る工事实績があること。

イ 次に掲げる機械のいずれかを営業所に常に備えていること。

a 種子吹付機

b モルタル吹付機（刻印番号があり、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条の定期自主点検を受けているものに限る。）

(5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（法面処理）に係る工事实績があること。

イ 次に掲げる機械を営業所に常に備えていること。

a モルタル吹付機（上記(4)に同じ）

b 計量器

c ホッパー

(6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（法面処理）に係る工事实績があること。

イ 次に掲げる機械を営業所に常に備えていること。（aとbはいずれかを保有していれば良い。）

a ロータリーパーカッション掘削機

b ドリフタ及びガイドセル

c グラウトミキサ

d グラウトポンプ

(7) 鋼構造物工事－鋼橋

ア 審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までに鋼構造物工事（鋼橋）に属する工事（新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事）の施工実績がある場合

a 鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の制作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

b 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。

c 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

イ 審査基準日前5年間又は審査基準日から申請日までに鋼構造物工事（鋼橋）に属する工事の実績がない場合

(ア) 次の機械を備えた工場を有すること。

a 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7 t以上）

b 手動ガス切断機（J I S B 6 8 0 2に適合しているもの）及び自動ガス切断機（切断板厚60 mm以上のもの）

c 自動溶接機（出力電流が1, 0 0 0 A以上のもの）、交流溶接機（出力電流が3 0 0 A以上のもの）、溶接棒乾燥機（収納容量が3 0 0 k g以上のもの）及びスタッド溶接機（適用範囲が2 2 mm以上のもの）

d ラジアルボール盤（穴開け能力が5 0 mm以上のもの）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が4 0 mm以上のもの）

e 空気圧縮機（5馬力以上のもの）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が1 0 t以上のもの）及び油圧プレス（加圧能力2 0 0 t以上のもの）

(イ) 次に掲げる計測機器を備えていること。

a 超音波探傷器

b 携帯式工業エックス線装置

c 塗膜厚測定器

(ウ) 次の技術者を常に備えていること。

a 1級土木施工管理技士

b 鋼橋架設等作業主任者

c 移動式クレーン運転士

d エックス線作業主任者

e 溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者

f J I S Z 2 3 0 5非破壊試験技術者資格試験に合格した者

※ 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工できる体制がある場合のみ資格を認定します。鳥取県と異なり、鋼橋の補修工事又は補強工事のみを施工する場合は資格を認定していませんのでご注意ください。

(8) 舗装工事－アスファルト

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに舗装工事（アスファルト）に係る工事实績があること。

イ 次の技術者を市内の営業所に常に備えていること。（（ア）と（イ）は同一人であっても良い。）

（ア）品質管理責任者（1級又は2級舗装施工管理技士の登録を受けている者）

（イ）舗装工事（アスファルト）の主任技術者又は監理技術者になれる者

ウ 次の作業員を市内の営業所に常に備えていること。

（ア）アスファルトフィニッシャー運転手

（イ）マカダムローラー運転手

（ウ）タイヤローラー運転手

[注1]舗装工事（アスファルト）における現場での技術者等の兼務の取扱いについては、次のとおりとする。（最低人員：4名）

a 主任技術者もしくは監理技術者については、品質管理責任者との兼務は妨げないが、フィニッシャー運転手等と兼務することは認めない。

b 品質管理責任者については、フィニッシャー運転手等の兼務は妨げない。

c 一人がフィニッシャー運転手、マカダムローラー運転手、タイヤローラー運転手を兼務することは認めない。

[注2]舗装工事（アスファルト）の現場施工について次の場合には、品質管理責任者を同時に複数の現場に配置できないので注意すること。

a 会社に1名の品質管理責任者しかいなく、その者が他の工事現場に専任の主任技術者等となっている場合、舗装工事（アスファルト）に属する工事を受注しても、現場へ配置できない。

※ 専任の主任技術者等とは

建設業法第26条第3項に規定される技術者が専任を求められる工事（公共性のある工作物で、請負金額が4,000万円（ただし建築一式工事（一般）にあつては、8,000万円）以上のもの）の配置技術者、または、他の工事の現場代理人

エ 次の表に掲げる機械を市内の営業所に備えていること。

機械名	能力等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1m以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5m又は8.5mであるもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車輛の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車輛の重量が8トン以上のもの

※ アスファルト工事の参加資格を希望する場合、モータグレーダーを有している（自己所有、リース等）ことが必要です。

(9) 塗装工事—一般

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに塗装工事（一般）に属する工事の実績があること。
- イ 1級塗装技能士又は2級塗装技能士を常に備えていること。

(10) 塗装工事—区画線工

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに塗装工事（区画線工）に属する工事の実績があること。
- イ 路面標示施工技能士を常に備えていること。
- ウ 次に掲げる機械及び設備を備えていること。
 - (ア) ラインマーカー車
 - (イ) 溶解槽
 - (ウ) 施工機（施工幅15、30、45cmのすべて）

(11) 造園工事

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに造園工事に属する工事の実績があること。
- イ 1級造園技能士又は2級造園技能士を常に備えていること。

6 変更届

申請内容に変更がある場合は、変更事由の生じた日から1か月以内に変更届（様式第24号）を提出してください。

ア 職員の変更

(ア) 職員調書（鳥取市様式第19号）

当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに健康保険被保険者証の本人欄の写し又は雇用保険被保険者証の写しを添付すること。

(イ) 職員写真（鳥取市様式第20号）

(ウ) 実務経験証明書（鳥取市様式第23号）

記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し、又は工事カルテ等の写し）を添付すること（土木一式工事（港湾）を申請する者のみ）。

イ 機械設備等の変更

(ア) 機械設備等調書（鳥取市様式第21号）

当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。（固定資産台帳の場合は、当該機械がわかるように蛍光ペンでマーカ―すること。）

(イ) 機械設備等写真（鳥取市様式第22号）

7 特殊工事提出書類一覧

希望工種別	同種工事の実績の有無	様式第17号 (申請書)	様式第18号 (誓約書)	様式第19号 (職員調書)	様式第20号 (職員写真)	様式第21号 (機械設備等調書)	様式第22号 (機械設備等写真)	様式第23号 (実務経験証明書)	備考
土木工事一式-プレストレスト・ コンクリート	有	○	—	—	—	—	—	—	
	無	○	—	○	○	—	—	—	
土木工事一式-港湾	—	○	—	○	○	○	○	○	
とび・土工・コンクリート工事- 交通安全施設	—	○	—	○	○	—	—	—	自社施工対象工事
とび・土工・コンクリート工事- 法面処理-法面植生工	—	○	—	○	○	○	○	—	自社施工対象工事
とび・土工・コンクリート工事- 法面処理-法面保護工	—	○	—	○	○	○	○	—	自社施工対象工事
とび・土工・コンクリート工事- 法面処理-アンカー工	—	○	—	○	○	○	○	—	自社施工対象工事
鋼構造物工事-鋼橋	有	○	○	—	—	—	—	—	
	無	○	—	○	○	○	○	—	
舗装工事-アスファルト	—	○	—	○	○	○	○	—	自社施工対象工事
塗装工事-一般	—	○	—	○	○	—	—	—	自社施工対象工事
塗装工事-区画線工	—	○	—	○	○	○	○	—	自社施工対象工事
造園工事	—	○	—	○	○	—	—	—	自社施工対象工事